

改 正	現 行
<p>(側方照射灯)</p> <p>第三十一条 平成二十七年三月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの並びに平成二十一年三月三十一日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トン以下のものについて、その両側面の前部に側方照射灯を一個ずつ備える場合には、保安基準第三十三条の二の規定並びに細目告示第四十四条、第二百二十二条及び第二百三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合するものであればよい。</p> <p>一 側方照射灯の光度は、五千カンデラ以下であること。</p> <p>二 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。</p> <p>三 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より四十メートルから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。</p> <p>四 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。</p> <p>五 側方照射灯は、その照明部の上縁の高さがすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。</p> <p>六 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から二・五メートルまでの間にあつること。</p> <p>七 側方照射灯の取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。</p> <p>2 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車については、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第五号中「上縁」については「中心」に読み替えて適用するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>	<p>(側方照射灯)</p> <p>第三十一条 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十三条の二の規定並びに細目告示第四十四条、第二百二十二条及び第二百三条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>一 自動車の両側面の前部には、側方照射灯を一個ずつ備えることができる。</p> <p>二 側方照射灯は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>イ 側方照射灯の光度は、五千カンデラ以下であること。</p> <p>ロ 側方照射灯は、方向指示器が作動している場合に限り、当該方向指示器が方向を指示している側のもののみが点灯する構造であること。</p> <p>ハ 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より四十メートルから先の地面を照射しないものであり、かつ、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。</p> <p>ニ 側方照射灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが同一であること。</p> <p>ホ 側方照射灯は、その照明部の中心の高さがすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。</p> <p>ヘ 側方照射灯の照明部の最前縁は、自動車の前端から二・五メートルまでの間にあつること。</p> <p>ト 側方照射灯の取付部の構造は、イからへに規定するほか、第二十九条第一項第一号ニの基準に準じたものであること。</p>